

## 会 議 録

会議名 (付属機関等名)		第2回川西市立学校校区審議会	
事務局(担当課)		教育振興部学校教育室学務課	
開催日時		平成23年2月7日(火) 午後5時00分～	
開催場所		市役所5階 502会議室	
出席者	委員	末澤誠之、山内乾史、米川英樹、上西淳一、豊泉浩孝、田中利彦、戸根庄司、安田末廣、田中麻子、中井成郷、真鍋由香里	
	その他		
	事務局	益満教育長、牛尾教育振興部長、中塚総務調整室長、石田学校教育室長、尾辻学務課長、稲野学務課長補佐、廣田学務課主査、尾屋学務課主任	
傍聴の可否	可	傍聴者数	2人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	議事 (1) 会長及び副会長の選任について (2) 諮問事項に係る審議について (3) その他		
会議結果	審議経過のとおり		

## 審 議 経 過

事務局	<p>ただ今から、第2回川西市立学校校区審議会を開会いたします。</p> <p>それでは、はじめに会長及び副会長の選任を行っていただきます。川西市立学校校区審議会規則第6条第2項によりますと、「会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。」とありますが、自薦、他薦はございませんでしょうか。</p> <p>～自薦・他薦なし～</p> <p>事務局より提案いたします。会長は米川委員に、副会長は山内委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>～異議なしの声～</p> <p>委員の皆様のご賛同が得られましたので、会長を米川委員に、副会長を山内委員にお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、会長、副会長より一言ずつご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>こんにちは、私は校区審議会委員に就任して10年近くなりますが、川西の教育を出来るだけ支援したいという思いで一杯です。</p> <p>大阪市では学区撤廃という動きがあります。大きく学校の模様が変わろうとしていますが、学区とは一体何か、これでいいのかということについて、議論が交わされているわけですが、川西は学校を急激な形で変化させないということを前提にして、5パーセント枠という形で徐々に考えていこうと、しかも住民の意思を取り入れるという形でこれまでやってきました。大阪のあたりから色々なインパクトが全国に発せられようとしていますけれど、恐らく川西がしていることは、再び注目を浴びるのではないかと考えています。これがいいのかどうかということについて検討するということが、今回の審議会の役割であり、全国的に注目されていくだろうと考えています。</p> <p>皆さんの忌憚のないご意見、川西を愛するという心を結集して、いい審議ができればと思います。私はその行司役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
副会長	<p>会長のお話にもありましたように、学区の広域化というのがどこでもテーマになっております。昨年末に兵庫県では県立高校の通学区域が16区から5区にまとめられて、川西も尼崎から篠山まで含む、ものすごく広い阪神学区になるという、広域化の流れの中におかれているわけです。しかし川西市として中学校、小学校の学区をどう考えるか、前回の教育長の挨拶にもありましたが、コミュニティというものをベースにして学区を考えていく、そういう考え方は中学校、小学校の場合、非常に大事かと思っておりますので、私もそういう考えを頭において、議論をしたいと思っております。よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして諮問書を提出いたします。</p> <p>～教育長より諮問書を提出～</p> <p>ありがとうございました。それでは、本日の議事進行につきまして、ここから会長にお願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは、次第にありますように、議題に入りたいと思います。</p> <p>ただ今、諮問書が提出されたわけですが、諮問に伴う資料があるようですので、事務局</p>

事務局	<p>から説明をお願いします。</p> <p>お手元の資料1をご覧ください。</p> <p>「川西市の今後の学校校区のあり方について」及び「川西市立小学校及び中学校の校区に関する事」の諮問の要旨です。</p> <p>～資料1読み上げ～</p> <p>次に資料2および3をご覧ください。</p> <p>資料2は「多田中学校及び緑台中学校の校区変更について」に関する地図です。真ん中あたりに赤で線を引いてありますが、これが多田中学校区と緑台中学校区の境目になります。また、赤線の下に斜線で囲んでいる地域が緑台1丁目から5丁目、今回、校区変更の対象となる地域です。</p> <p>資料3は「校区変更の要望について」に関する地図で、赤線が明峰小学校と多田小学校の校区境でございます。地図の真ん中、赤線のそばに小さく赤丸で囲んでいる部分が、要望のある地域です。</p> <p>以上が諮問に関する資料でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。資料1から3の説明をしていただきました。他にも資料があるようです。続けて資料4、5の説明もお願いしましょうか。</p>
事務局	<p>それでは資料4及び資料5の説明をいたします。資料4をご覧ください。</p> <p>これは各小学校の児童数・学級数の推計でございます。平成23年度につきましては、平成23年5月1日現在の人数及び学級数となっております。平成24年度以降の学級数は、1年生が35人、2年生以降は40人を1クラスの上限として計算しています。</p> <p>次に資料5をご覧ください。こちらは中学校の推計です。平成23年度の生徒数及び学級数は、小学校と同じく平成23年5月1日現在の数字です。中学校の学級数はすべて40人を1クラスの上限として計算しています。資料4、5については以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ここまでで、皆さんからご質問あるいはご感想等いただければと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員 事務局	<p>資料3の矢問についてですが、ここの人数は何人ぐらいですか。</p> <p>対象地域の児童生徒数は、現在、小学校に通われているお子さんが10名、中学校に通われているお子さんは1名、合計で11名いらっしゃいます。4月から新たに小学生になるお子さんが1名、中学生になるお子さんが1名となっております。</p>
会長	<p>地図から見てもそんなに大きなところではないようですが、ここを特に取り上げられた理由は、要望が多かったとか、何かあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>この地域につきましては、平成15年から毎年2回、継続的に要望を出されてきました。事務局としては、校区外就学希望制度で運用をと考えていたのですが、保護者としては、明峰小学校に行けたのであれば、明峰中学校にそのまま行かせてほしいという要望も最近ではあげられるようになりました。明峰地域は1小1中の校区であり、校区外の制度では、中学校で改めて申請を出さなければならず、抽選になる可能性があるといったことを理由としてあげられています。事務局としては、校区外就学希望制度の運用だけで果たしてよいのだろうか、正式に審議会でご議論をいただいて、検討させていただきたいということで、今回、諮問事項といたしました。</p>
委員	<p>お聞きしたいのですが、ただ単にこの地区の人だけが行きたいと言っているのか、それ</p>

<p>事務局</p>	<p>とも自治会の中でそういう話がきっちりとできていて、解決しているのでしょうか。</p> <p>特にコミュニティ活動といえば、小学校区単位でやっていますので、その辺のところは解決して、話ができているのでしょうか。</p> <p>自治会へお話を通しているということはありません。</p> <p>校区の変更を前提とするのではなくて、校区を変更した方がよいのか、それとも別の方法で解決した方がよいのか、どういったあり方が望ましいのかという視点でご審議をいただければと考えております。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。資料6以降も説明していただいた方がいかなと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは資料6以降の説明をお願いします。</p> <p>それでは資料6以降につきまして、ご説明いたします。</p> <p>資料6をご覧ください。こちらは平成23年3月31日現在で地区別及び年齢別に人口を集計した表です。</p> <p>0才から5才は就学前の子どもの人数です。6才から11才が小学生の学年に相当する人数、12才から14才は中学生の学年に相当する人数です。資料6については以上です。</p> <p>次に資料7をご覧ください。こちらは標準学級数についての資料です。</p> <p>学校教育法施行規則に記載がありまして、小学校、中学校とも12学級以上18学級以下を標準とするとなっておりますが、但し書きとして「地域の実態、その他により特別の事情があるときは、この限りではない。」となっております。</p> <p>また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令にも同様の記載がありましたので、参考として記載しております。資料7の説明は以上です</p> <p>最後に資料8をご覧ください。表の下部に記載していますが、「緑台・陽明地区コミュニティ推進協議会」及び「多田グリーンハイツ自治会」が発行されました、「多田グリーンハイツの歴史」という冊子から、発行元の了解を得まして、一部抜粋させていただきました。</p> <p>昭和40年に宅地開発がスタートし、分譲が進んでいきました。昭和46年には緑台小学校、昭和49年には陽明小学校が開校し、さらに昭和54年には緑台中学校が開校されています。昭和59年には開発分譲がほぼ終了しまして、昭和63年に人口がピークを迎えた後は、現在に至るまで、徐々に減少傾向にあります。</p> <p>資料の説明は以上ですが、前回の審議会で、その他に2点ご質問をいただいております。</p> <p>1点目は、一つの小学校から複数の中学校へ進学する地域があるが、こういった理由があるのかというご質問です。該当する学校が2校ありまして、一つは緑台小学校、もう一つは川西小学校です。</p> <p>緑台小学校は多田中学校と緑台中学校に分かれて進学します。</p> <p>多田グリーンハイツ地域は、緑台1丁目から5丁目にかけて開発が始まりました。開発が始まった当初は緑台中学校が開校されておらず、もともとある多田中学校に通うということになりました。その後開発が進み、人口も増えたため、緑台中学校が開校されました。そういった経緯から、あとに開発された地域については緑台中学校へという区分けになっております。</p> <p>もう一つの川西小学校ですが、川西南中学校と川西中学校に分かれて進学します。川西</p>

	<p>小学校のすぐ横、市域を横断するようにJR福知山線が走っておりまして、中学校の区分けを考えると、地理的な要因としてこのJRの線路を基準にしたため、川西小学校区の中で、線路より南は川西南中学校、北は川西中学校へ分かれて進学することになったのだと考えられます。</p>
	<p>2点目ですが、以前に小学校で統廃合があった時に、地域へどのような説明をされたのか、またどういった問題が起こったのかというご質問でした。</p>
<p>会 長</p>	<p>これにつきましては、資料を探しておりますが、15年近く前のことでもありまして、資料が今のところ見当たっておりません。誠に申し訳ありませんが、引き続きお調べし、わかり次第ご報告させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。これで資料についてはすべて説明していただきました。これから審議をしていただくということですが、全体の見通しと言いますか、審議の進め方についてお諮りしたいと思っています。この諮問に答える時期はいつになりますでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>現委員の任期が平成25年6月30日となっておりますので、それまでに答申をいただければと考えております。</p>
<p>会 長</p>	<p>ということは、少し時間があるということですね。年4回と考えて、6回ぐらいという中で結論を出すということになるかと思えます。最終期限の平成25年6月30日までに結論を出すということではあるかと思えますが、能率的な審議でできるだけ早くしたいなと思っています。</p>
	<p>本日は前回に引き続きまして、色々な状況についてご報告いただき、諮問をいただいたということですが、この際色々なご意見を伺いながら、全体の見通しを立てていきたいなと思っております。</p>
	<p>先程いただいた諮問には二つのことが入っているのではないかと考えております。一つは短期的な課題、学校がかなりアンバランスになっているということで、それを解消するためにどうすればよいのか、これまで5パーセント枠という形で全体の調整を図ってきた経緯はあるのですが、5パーセントという考え方で、バランスを直すということは難しいのではないかと考えています。具体的に、今、二か所の校区についてお話が出てきたわけですが、それとともに全体を見通したうえで、どういう基準で校区を考えていけばいいのかといった、長期的な見通しも必要だろうということです。</p>
	<p>短期的には学校の校区のアンバランスをどう解消するか、もう一つは基準を巡っての長期的な考え方、この二つの点でご議論いただく必要があるのかなと。もちろん二つは絡んでいるのですが、そういうまとめでよろしいでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>もっと別のアプローチもあり得るかもしれませんし、ずれているなと思うような質問も大歓迎ですので、出していただければと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>矢間について地図で見ると平面なんですけど、この地域は結構起伏があって、ここの場所が高さ的にどうなっているのかわからないので、まずそれをお聞きしたいのと、もう1点は、緑台1丁目から5丁目までの子どもの人数がどれぐらいいらっしゃるのかという、その2点を教えていただければと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>矢間についてですが、対象地域の右下、鶯の森第4公園のところから矢間に向かって斜めに道が伸びております。この道からさらに北の方に向かっては、下っていきます。この公園付近の団地と今回の対象地域の高さは一緒です。</p>

委員	明峰側と段差が一緒ということですか。
事務局	そうではなくて、鶯台側と一緒にです。
委員	池の方は下がりますよね。たぶんこの赤丸のところには入らないんでしょうけど、下へだいぶ降りるようになっていきますよね。
事務局	この地図で見ますところの赤坂池というところはかなり低い位置にあります。その法面の部分になってきます。
会長	赤坂池というのは、すり鉢のような形になっているということですね。
事務局	そうです。矢間については以上です。
事務局	緑台1丁目から5丁目の子どもの人数は、平成23年度当初で、小学校1年生から6年生の各学年30人前後になっていまして、4年生は少し多くて40人程となっています。小学生全体で180人から190人ぐらいいらっしゃいます。
委員	先程、会長から答申の話がでましたが、特に矢間の場合は、答申を出すまでの間はどのような対応をしていくのでしょうか。要望書を出されている方はすぐにでもやってほしいという思いを持っていると思いますので、そこまで延ばして本当にいいのでしょうか。また緑台についても、そこまで延ばしたら、その間に卒業していく子どももいるし、新入生も入ってきます、その間どういった対応を考えているのでしょうか。
事務局	審議していただいている間は、現状、校区外就学希望制度を行っておりますので、それを継続していくということで考えております。
会長	5パーセントの枠がありますので、それで運用していくということですね。
委員	子ども、あるいは保護者はどんな受け止め方をされるのかなど。
委員	コミュニティは、緑台・陽明地区として一つなので、地図的には小学校は一つのコミュニティの中に入っているわけです。ただ中学校になったら多田中学校に入りますからコミュニティが全然違う対応になるということで、それぞれの事業においては若干違和感があるというふうに思います。そういう意味では将来を踏まえて、グリーンハイツの中で一つ、緑台中学校に一括するのがいい方向だと思います。距離的にも、地域の端から緑台中学校までの通学距離はだいたい2.7キロメートル、3キロメートル以内ですので、そう大変ではないと思います。
副会長	緑台小学校から多田中学校と緑台中学校に進学するということが、この緑台1丁目から5丁目の方が、仮に緑台中学校区へ移られたとしたら、まだなお緑台小学校から多田中学校へ進学される方は残りますか。
事務局	残らなくなります。緑台小学校から多田中学校へ行かれていますのが、緑台1丁目から5丁目だけですので、仮に校区を緑台中学校にということになりますと、緑台小学校のお子さんはすべて緑台中学校へ行くことになります。
委員	10年程前に緑台中学校の会長が言われたのが、生徒数が少ないということで、先生も少なくなって、一人の先生が複数の教科を教えることになってしまうことがある。他校ではそういうことはまずありえないので、せめて義務教育で同じ川西市の子どもなのだから、そこは死守してほしい、何とか他の学校と同じように一つの科目に一人の先生にさせていただきたいというふうにおっしゃっていました。この10年間ずっと緑台中学校の会長は同じことをおっしゃっていて、今年は先生がそれぞれの教科を持てるようになって、保護者も喜んでいるというのは聞いています。やはりその部分だけは、保護者としては守って



委員 会長	<p>ことでしょうか。</p> <p>そうですね。</p>
委員 会長	<p>考え方は色々あると思います。小学校区イコールコミュニティなのかどうかということも以前に議論になったことがありました。コミュニティと学校とは切り離すべきだという議論もありましたし、あるいは一致すべきだという議論もありましたので、その辺のところはかなり難しい部分はあるかなと思います。</p>
委員	<p>話がそれますけれど、資料3の矢問のところ、今、諮問としてあがっているのは地域以外で、5パーセントで来ている地域とかはないのでしょうか。ここだけが来ているのであれば、ここの審議はいいと思いますが、他にもあるのならば、あそこの地域が行けたのなら、うちの地域もといって、後でまたどんどん出てくる可能性がありますので、そのたびにこんなことをしては、とても時間が足りません。ということもあって、その辺を教えてほしいのですが。</p>
事務局	<p>5パーセントの申請を出されるのは、この赤丸で囲った地域の方以外もいらっしゃいます。</p>
委員	<p>非常に狭い範囲で地域を特定していますが、それでいいのかどうかというのを詰めないと、ややこしいことになりますよね。そこだけ切って、こちらはいい、こちらは駄目というのは、あまり整合性がなくて、何か基準をきっちりしないと、後でものすごく不満がおこって、爆弾を抱えるような問題にならないかなと、直感的にそんな感じがします。</p>
委員	<p>以前に別のところで、通学の安全が保てないということで、認めたところがありましたよね、その場合は通学の安全性という問題だったわけですが、ここはどっちに行くにしても安全なわけですか。</p>
事務局	<p>該当地域から明峰に行くには、大きなバイパスを通ります。こういう大きな道を通るのは危険だということをおっしゃる方もいらっしゃいますし、狭い道を北側に下りて行きますと、山際なものですから、少し明かりが暗かったりします。こういうところを子どもが帰りにばらばらになって、遅くなるのは危険だから、車の多い明るい道の方が安全だという方もいらっしゃいます。着眼点によって安全の基準が変わりますので、主張としては両方正しいというふうに、事務局としては受け取っていますので、今のところは、校区外就学希望制度の基準でもって個別に対応しているというのが実情です。</p>
委員	<p>私はこの辺をよく通りますが、基本的には明峰小学校、明峰中学校に行く方が、小学生の小さい子どもが行くには安全だろうと思います。どこまで範囲を広げるかという部分で、問題があるのかなと思います。</p>
会長	<p>考え方としては、基本的に校区の線引きを変更するという考え方が一つあるかと思いますが、その時に5パーセント枠、これまでやってきたのをどうするかという問題があるわけですが、例えば要望があれば、5パーセント枠をもう少し緩めるという考え方もあり得ると思います。もしたくさんの方が校区を越えて別の学校に行きたいとなると、5パーセントを7パーセントにするとか、10パーセントにするとか、そういう考え方もあり得るわけですが、どれが一番住民の意思を反映して、子どもの安全、教育の平等を図れるかということを議論していただく問いだと思います。考え方としては線引きを変えるというだけではなく、もう少し柔軟な考え方に立ってもいいのかなと思います。その辺のところも頭に入れながら、ご議論いただければと思います。</p>

委員	冒頭で会長から、大阪の方は学区がなくなるという話がありましたが、例えば隣接校に行くような、中規模の学区編成、5パーセントではなく隣接校にのみどちらでも選べますといった、そういう形の選択制というのは、考え方としてあるのでしょうか。
会長	<p>いわゆる調整区域ということですよ。この地域はAでもBでも行けるという地域を作るという考え方ですよ。それは色々なところであり得るのかなと思います。ただ、調整区域の線引きも結構難しいとは思いますが。現在の5パーセント枠も隣接区域を前提にしており、いきなり別のところにボンと飛ぶわけではなく、隣接区域の中での5パーセント枠ということで、一応限定しているかと思えます。</p> <p>お考えとして調整区域を設けるということも考え方としては成り立つかと思えます。これは全国的に見ても色々なところで調整区域を設けてやっているということです。</p>
委員	<p>諮問の1と2について、緊急度といいますか、どちらを優先して進めればいいのでしょうか。</p>
事務局	<p>二つを同時並行でということにはなりますが、同時並行で議論していただく中で、個別の事案について先行して話を進めていただきながら、大きな話をまとめていただくということをお願いできればと思います。</p>
事務局	<p>今回お渡ししています諮問書の1番というのが市域の学校校区全体の話になります。校区の線引きを検討するのがよいのか、また学校規模として、これで数は適当なのかどうか、そういう部分まで議論いただく大きい話だと認識しています。2番の(1)多田中学校及び緑台中学校の校区変更については、前期の審議会からも引き継いでおりまして、言いますと、川西市が抱えている課題であり、何らかの答えを地元の方も望んでいらっしゃいます。ですから、これについては規模が大きいということもありますので、校区変更の観点で早めに結論をいただければと思います。もちろん早めにと言いましても、しっかりした議論は必要だと考えております。(2)の要望については対象者の数が少ないということもありますので、まず教育委員会の運用で何か考えられないかという指示をいただければ、ケースごとに検討していくことは可能かなと思っております。</p>
会長	<p>ありがとうございました。緑台1丁目から5丁目に関しては、前期からの引き継ぎ事項としまして、今期の審議会に委ねるということではありますが、校区を変更した方がいいのではないかという意見が多くありました。理由はやはり、教育の中身を中心に考えていくべきだろうということです。通学距離の問題というのはもちろんありますし、心理的に非常に遠いところに行くのは嫌だということももちろんあるのですが、基本的には学校の教育の中身が同じような形であるのが望ましいと、あまりにも小さい、あるいはあまりにも大きいということになると、学校の教育の中身まで影響されてくるのではないかという議論がありました。そういう中でこの部分については、早く考えてあげた方がいいのではないかということです。その中で学区の編成をどう考えるのか、どういう基準でやっていくのか、あるいはパーセンテージの変更が望ましいのかといったことをあわせて考えていくというのが、今回の校区審議会に求められていることだろうと思います。議論をする中で、これは少し違うのではということがあれば、また考え直すということもあり得ると思いますので、その辺のところはご自由にさせていただいたらいいかと思えますが、基本的にはそういう形かなと思います。</p> <p>先程、事務局がおっしゃったことで、弾力的な運用をするということについては、少し</p>

異論があるのではないかと思います。と言いますのは、以前はそういう形でやってきたものを変えていこうということで、校区外就学希望制度が決まったという経緯がありまして、やはり教育委員会の裁量でどうにでもできるような形は、望ましくないのではないかと思います。誰が見ても公正で、透明性を持った形の通学区域の設定という形を考える、教育委員会に言っていけば聞いてくれるというのは避けたいということで、それは以前の校区審議会の中で議論していたことの一部だと思います。その中でどういった基準と言いますか、要するに通学の近さ、安全という問題と、教育の中身の平等性、公正性というものをごをどういうふうに捉えればいいのか、あるいは学校間のアンバランスをどう捉えたらいいのかという問題、それがここで問われているのではないかと思います。それがある程度了解できれば解決は早いかなと思っています。

委員

学校側からのご意見をいただければありがたいと思いますが、学校側からすると、教育の中身として、クラブ活動なんかでかなり差があるのでしょうか。

中学生にとっては部活動というのは楽しみで、一番思い出に残るものだと思います。小規模校の場合はどうしても部活動の数が少なく、その関係で大規模校にある部活動を理由に校区外へ行く生徒もいます。以前は、緑台中学校も学級数が多くて、色々な部活動がありました。学級数の減少にともなって、どんどん部活動が減っていきました。今は教師全員が顧問をして何とか現状を維持しています。教師にとっては大きな負担になっていますが、これ以上減らすと学校の魅力がなくなってしまうので、逆に外部コーチを増やしても増やしていこうという思いはあります。昨年度はチームで試合をするところで、人数が足りない関係で、合同チームで試合をしなければならぬ状況がありましたが、やはり盛り上がりには欠けてしまう部分がありました。それ以外で、学校の部活動にない活動について、地域で頑張っている子どもは、緑台中学校はもちろん、他校でもたくさんいます。

会長

今、緑台中学校について集中的に取り上げられていますが、緑台中学校は平成23年度で学級数が8となっています。標準学級数は12から18ですから、1学年にすると4から6ということになります。現状では3もしくは2の学年もあるということですね。

委員

特別支援学級が2クラスありますので、通常学級の8クラスとあわせて、今現在は10クラスです。

会長

多田中学校は通常学級が24クラスあって、緑台中学校の3倍になっています。多田中学校と東谷中学校が大きいですね。

委員

現在、東谷中学校の生徒数が940から950、1年生だけで9クラスぐらいになります。阪神間でもトップクラスですね。

委員

かなりアンバランスですね。

会長

このアンバランスを解消するのが、この校区審議会に課せられた役割ですね。

委員

教育内容を平等にするというのは常識でしょうし、説明もしやすいし、子どもにとってもその方がいいでしょうね。早く決めてあげた方がいいと思います。

会長

ただ、目の前に学校があるのに、遠いところに行かされるというのが問題になる部分でしょう。

委員

それは5パーセントの制度でやってもらって、あとは色々な弊害がないかどうかチェックをしていくということで、実りのある議論を早くして、結論を早く出した方がいいんじゃないかと思います。

会 長	そういうご意見がでましたし、この問題については割と結論が早く出そうな気がします。
委 員	コミュニティとしても一つですから、割とやりやすいと思います。
会 長	早いうちに結論を出して、校区の線引きを変えていく方が望ましいというご意見が強いかと思います。今日は決めるということではなくて、色々ご意見を伺いながら、次回、もう少し詰めた形でと思っています。皆様のご意見を積み重ねながら進めたいなと思います。
委 員	例えば、校区を変更だとした場合に、対象となるのは1年生からになるのか、その辺はどうなのでしょう。
事務局	委員がおっしゃったことは、確かにどこでも問題になっています。まずこちらでご意見をいただいて、教育委員会の中でさらに制度的に整理いたしまして告知いたします。例えば2年後にしますというふうに、事前にお知らせしておかないと、この学校に行きたいからこの住居を選んだといったことに対応できないので、時間的な猶予、あるいは決めておいてどちらでも選べますよという特典を与えるという方法もございます。それも含めて方法は考えさせていただきたいと思っています。中学校の場合でしたら3年間、1年生の子どもが卒業するまでというのは、告知期間として必要なと思います。
会 長	1年生で入った子どもが卒業するまでというのは、要するにその子たちが校区変更したときに、別の中学校に移るというのを前提にしていますよね、新1年生から変えていくということにすれば、もう少し早めることも可能だと思います。
委 員	それは、校区を変えた場合、変わる子どももあり、1年生から行く子どももありというような、色々な選択肢があるということですかね。
会 長	制度の設計としては、新入学生から考えていくということになると思います。在校生についてはそのままという形です。
委 員	そうですね。
会 長	卒業するまで変えないということではなくて、その辺はもう少し柔軟に考えられるのかなという気はします。
	校区を変えるとすれば、最短でやったとして来年の4月、あるいは再来年の4月かというその問題ですよね。告知期間や意見を聴取する期間が必要になると思いますので、どのくらいの日程が必要なのかということ資料としていただければと思います。
委 員	事前に住民に対するアンケートといったことは必要でしょうか。
会 長	何か意見を受けられるような形があれば、必ずしもアンケートが必要というわけではないと思います。どんな形にするかはわかりませんが。
事務局	他市の例でもありますが、ご意見をお伺いする場合がありますし、地元合意ができていなくて、アンケートを取ったがためにできなくなることもありますので、それはケースバイケースだと考えております。
委 員	平野2丁目は、ほとんどの子どもが緑台小学校に行っているかと思いますが、そこは緑台小学校だけれども多田中学校にということですか。
会 長	平野2丁目も含めて斜線を引いた方がいいというご意見でしょうか。
委 員	そうではなくて、どうなるんでしょうかという素朴な疑問です。
事務局	委員がおっしゃった平野は、校区が多田東小学校区、多田中学校区となっていて、その中で5パーセントを使って緑台小学校に行かれているという状態です。緑台1丁目から5

委員 事務局	<p>丁目は元々の校区が緑台小学校区で多田中学校区だということで、平野とは意味合いが少し異なります。</p> <p>平野2丁目の方はすべて5パーセントで行かれているのでしょうか。</p> <p>手元に資料がありませんので、はっきりしたことは申し上げられませんが、5パーセントで行かれている方もいらっしゃるでしょうし、個別の事情で行かれている方もいらっしゃると思います。</p>
会長	<p>線引きというのは結構難しく、拡大すればその次のところをどうするのかという話が必ず出てきますし、校区を変えると、必ずそうではないんだ、元の方にして欲しいという反対意見が出るだろうと思います。完全な合意が難しい部分ではありますね。5パーセントとかそういう柔らかい部分を利用して、調整区域という考え方ももちろんあるわけですが、そういうことを利用しながら調整を図っていく必要があるのかなと思います。</p>
副会長	<p>調整区域と5パーセントと線引きと三つは成り立たないような気がします。調整区域か5パーセントのどちらかというふうには思います。でないパーセンテージをやった意味がなくなるということですので、それをやるのだったら5パーセントの枠を少し拡大する、7パーセントとか8パーセントという形の方が、制度としては望ましいのかなと思います。あるいは全部調整区域だということでも構いませんが。</p>
会長	<p>(1)と(2)と、要望として出てきている合意の範囲が少し違うのかなということが気になります。(1)の方は地域全体の大きな合意があって、一つの小学校から複数に分かれるという非合理を一つにまとめようということですから、これは分かりやすいケースですが、(2)の方は個別のご要望で、先程もご意見があったように、どのくらい対応していくのかという問題、前例にもなるわけですから、どういう合意ができて審議会上で案件としてあがってくるのかという、そのあたり少し議論の仕方として整理された方がいいような気がします。</p>
副会長	<p>なぜこの矢問地区が、この場にあがってくるのかということですよ。</p>
会長	<p>もちろん危険性とかそういうことはよくわかりますが。</p>
事務局	<p>どういう基準であがってくるのかということですね。これは継続的に随分と要望されているということ为先程ご説明いただいたかと思いますが、それ以外になにかありますでしょうか。心理的に嫌だというのはあるかもしれませんが、事実として5パーセントの範囲を越えるような地域でしょうか。</p>
事務局	<p>校区外就学希望制度というのは、本来の校区の学校から出る上限の5パーセントと、希望先の学校における受入枠になっています。ケースとしては、校区の学校から、これ以上は出られませんよという制限を超えてしまうわけなんです。こちらの具体例で言いますと、矢問のケースというのは物理的にみるとすぐ近くに明峰があって、合理的じゃないかということですが、住所地でもって、コミュニティや自治会、学校の設定も違うところになってしまいます。そういったことで、長らくずっと要望されておったわけです。</p>
事務局	<p>制度は分かっているけれど、子どもの数の多い少ないによって、抽選されるということになるのが不満であり、線引きとして変えてほしいという要望なんです。先程会長がおっしゃったとおり、線引きで解決すると、線を引かれた隣が入るか入らないかということで、永遠に配慮しなくてはならなくなってしまいます。そのあたりもありまして、線を変えないで率を触るといような考え方もあるのではないかなと思います。</p>

副会長	<p>線引きの変更が必要になってくるというのは、やはりコミュニティの合意とかそういうものがあって、うちはこちらに入るんだという議論がどこかではないかと思いません。先程、自治会の議論は特になくてあがってきたというお話がありましたが、個別のお話には5パーセント枠でということではないのでしょうか。もちろん、色々な要望が寄せられていると思いますが、どういうものがここに案件としてあげられるのか、ふるいに掛けず全部あがってくるということではないわけですね、どれくらいの大きな議論というか、必要性があればあがってくるのか、大きな案件と小さな案件が今回セットになって、もちろん重要性は分かるんですが、出てきたように思うんです。</p> <p>私は、線引きの変更というのは、大きなコミュニティの合意があるということが前提になっているのかなと、5パーセント枠というのは個々の家庭のご事情で選ばれるということのかなと思っていたのですが、そういう理解は間違っていますか。</p>
事務局	<p>事務局が申し上げるのも僭越ですが、間違っているということではないと思います。要望を出された方は審議会というものがあるのに、そこに諮らずに事務局が決められているのかというふうに判断されるわけです。</p> <p>現在は、何人以上対象者がいれば審議会にかけますといった基準は持ち合わせておりません。今回ご提案をいただきましたので、審議会にかけべき案件かどうかという基準も考えてみたいと思います。</p>
会長	<p>事実としてはどうですか、ここの地域は、校区外の限度枠をオーバーしてしまうという地域ですか。</p>
事務局	<p>この地域は元々多田小学校区になりまして、多田小学校区では5パーセント枠を超えて、抽選になったことはあります。</p>
委員	<p>矢問の方は、たぶん希望が増えると思います。あの辺の地域は、新興でよく家が建っていますから。小さいエリアでやっていますけど、もう少し広い範囲で議論した方がいいと思います。(1)の方は広いですし、公平性からいって早くやった方がいいと思います。</p>
委員	<p>審議会として、それは個別案件だから却下ですよというようなことをやっていいんでしょうか、でもないわけですね。そこがどうなのかなと。</p>
会長	<p>多田小学校区では、5パーセント枠に収まらなかった時もあったというお答えでした。そういった経緯の中で不満を溜められているというケースですよ。5パーセント枠というのは実験的な部分があって、制度を作った時は、この中に収まるだろうという前提がありました。できるだけその中に収まるような数値ということで5パーセントだったらいけるだろうと思っていたけれども、それが継続的に超えるようであれば、少しそれを緩めるという手もあります。本案件は少しピンポイントであると、あるいはコミュニティの合意もできていないという指摘がありましたが、ただ無視するのではなくて、そういうご意見をお持ちの方についても十全な学校教育が受けられるようなシステムを作っていくというのが我々の役割かなと思っています。例えば、5パーセントを7にして、ここの部分はそれでカバーし、もう一つのところは線引きをして、併せてそれを全体としてお示するということもあり得るかなと思います。その辺のところのさじ加減をどういうふうにするかということが求められているのかなと思います。</p>
事務局	<p>今具体的な提案をおっしゃっていただきましたが、それにあわせて、校区外就学希望制度については、小学校入学時に隣接の学校に行けたとしても、中学校では改めて申請して、</p>

<p>会 長</p>	<p>人数制限をクリアしないといけません。矢問の方も実をいうとそこが引っかかっている部分でもあります。例えば、小学校で制度を使って校区外へ出られたら、その小学校の該当中学校にあがれるというような制度変更も考え方としてあるのかなと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>そうですね、そういう可能性もありますね。ただそうなると、飛躍的に人数が多くなる可能性も一方ではあるという問題があります。小学校区を変えたら中学校区も自動的に変えることができるという、かなり劇薬的な部分もあるのかなという気はしますが、ただ、要望に応えるという意味では、そういう考え方もあり得ると思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>例えば小学校からそのまま中学校へあがる場合のシミュレーションというか、それを一度出してもらうことはできますか。そんなに影響がないようなら、その辺の不満も解消するのかなと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>以前に出していただいた、事実として過去何年かの間で、どのくらい超えたのかという問題、これは新しい委員になってからまだご覧になっていない方もいらっしゃいますので、その資料を再度出していただくということと、それから今までの要望事項の書いていただいた部分がありますよね、文書で書いてもらったものの一部、以前にまとめられたものがあるかと思うので、次回、資料提供していただいて、その部分について、検討するということがいかがでしょうか。新しい委員もいらっしゃいますし、前期から引き続きの委員の方も改めて考えるということをお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>5パーセント枠という部分と、事務局がおっしゃったような、小学校から中学校に行く時に、切り離すのではなくて、連続性を保った形を保証する、ただ色々な問題があると思います。中学校で引き受けられるキャパシティがあるのかどうかという問題も出てきますので、そんなに簡単にはいかないだろうと思いますが、次回に向けてそういう資料も、可能な限り、出していただければと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>少し話が戻るようですが、問題となっているのは、ミニ開発のところですよ、ということは、そもそもはここに住めばどの学校になるかというのは明らかなはずなのに、近所の人に話を聞いてみたら、ここに行っているらしいということで、どんどん増えていくということもありますよね。その辺は教育委員会としてはどういった対応をされているのか、きちんと最初に言うておかないと、そこで弾力を持たせると、結局5パーセント枠を7パーセントや8パーセントにしてもきりがないので、そこを上手くできるような仕組みを作っておかないといけないのではないかと思います。矢問のところ以外でも、ミニ開発が増えてきたら、また噂によって、結局勝手に校区が変わっていくということになっては、具合が悪いのではないかと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>確かにそういう部分はあると思います。基準はしっかり保つ必要があるということですね。矢問の問題は、議論としては少数意見ではあるけれども、それをどう活かしていくかという意味では、無視できないかと思います。</p> <p>今までずっとご意見をお伺いしてきましたが、緑台につきましてはどうも校区変更した方がいいのではないかという意見が多かったように私はお見受けしました。矢問につきましては少し制度の検討が必要で、シミュレーションも含めた形で慎重に対応する必要があるのではないかと思います。ということで、本日は中間的なまとめをしておいて、次回は矢問の問題を議論する中で、長期的な考え方をその中で議論していくという形はいかがでしょうか。そういう取り運びでよろしいでしょうか。</p>

<p>委員</p>	<p>～委員賛同の声あり～</p> <p>本日はこれで一通り議論をしていただきましたが、まだお話になっていない方もいらっしゃると思いますので、少しご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>以前に緑台7丁目について、不動産業者に、学校はどこになりますかとお聞きしたら、自信を持って多田小学校、多田中学校と言われました。実際には緑台小学校、緑台中学校なんです、本当にここは多田小学校、多田中学校の方が近いんです。</p> <p>保護者としては、多田中学校は人数が多いので、そこで揉まれて育ててほしいという思いもあります。今の時代、生きていくうえで色々な経験をしてほしいという、親の思いがあり、やはりどうしても人数が多い方にとしますので、もしこの審議で校区が変わり、緑台中学校も人数が増えれば、これはいいことだなと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>地域から言いましたら、地元の意見も、ある程度聞く必要があるのではないかなと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>コミュニティの合意というのは一定必要なのではないかなということですね。これは最初に委員がおっしゃったことと繋がってくるのかなと思います。</p> <p>他に言っておきたいことなどありましたら。</p> <p>～意見なし～</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは次回、これを踏まえたうえで議論を進めたいと思います。今日の議題につきましては、なかなか結論が出ない問題だと思います。迅速を心がけながら慎重に進めたいと思いますので、よろしく願います。最後に次回の日程についてです。</p>
<p>会長</p>	<p>次回につきましては、皆様のご都合をお聞きしてということになりますが、4月頃にお願ひできればと考えております。</p> <p>4月24日火曜日でどうでしょうか。</p> <p>～反対意見なし～</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは4月24日火曜日17時からということでお願ひします。</p> <p>長時間に渡りご審議いただきましてありがとうございます。本日はこれをもちまして閉会といたします。</p>